建設業許可申請書類の記載例

この手引きは、国土交通大臣許可（中部地方整備局）の建設業者を対象にしています。

国土交通省 中部地方整備局
建政部 建設産業課

平成２５年１月

建設業許可の手引き（許可申請書類の記載例）

目　次

Ⅰ．記載例

様式第一号	建設業許可申請書	1
別紙一	役員の一覧表	2
別紙二（１）	営業所一覧表（新規許可等）	3
別紙二（２）	営業所一覧表（更新）	4
様式第二号	工事経歴書	5
様式第三号	直前３年の各事業年度における工事施工金額	6
様式第四号	使用人数	7
様式第六号	誓約書	8
様式第七号	経営業務の管理責任者証明書	9
様式第八号（１）	専任技術者証明書（新規・変更）新規・許可換え新規	10
様式第八号（１）	専任技術者証明書（新規・変更）般特新規	11
様式第八号（１）	専任技術者証明書（新規・変更）業種追加	12
様式第八号（２）	専任技術者証明書（更新）	13
様式第九号	実務経験証明書	14
様式第十号	指導監督的実務経験証明書	15
様式第十一号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表	16
様式第十一号の二	国家資格者等・監理技術者一覧表	17
様式第十二号	許可申請者の略歴書	18
様式第十三号	建設業法施行令第３条に規定する使用人の略歴書	19
様式第十四号	株主（出資者）調書	20
様式第十五号	貸借対照表	21～23
様式第十六号	損益計算書	24～25
様式第十七号	株主資本等変動計算書	26
様式第十七号の二	注記表	27～28
様式第十七号の三	付属明細表	29～30
様式第二十号	営業の沿革	31
様式第二十号の二	所属建設業者団体	32
様式第二十号の三	健康保険等の加入状況	33
様式第二十号の四	主要取引金融機関名	34

Ⅱ．資料

別表（二）	有資格区分コード一覧（一般建設業）	35～36
別表（三）	有資格区分コード一覧（特定建設業）	37～38

記載の注意事項

- 記入文字は原則として黒インクを使用してください。（記載例は記入箇所が分かりやすいように赤字で標記しています。）
- 法人の商号、代表者氏名の使用文字は、登記事項証明書に記載されている文字としてください。
- 各申請に必要な書類については「建設業許可の手引き」のP１０～１１を参照してください。

記載例に関するお問い合わせ先

〒４６０－８５１４

愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１　名古屋合同庁舎第２号館

TEL:０５２－９５３－８５７２　FAX：０５２－９５３－８６０６

国土交通省中部地方整備局建政部建設産業課　建設業係

様式第一号（第二条関係）

建　設　業　許　可　申　請　書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

・法人である場合は本店の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載して会社印及び代表者印を押印。ここで本店とは「主たる営業所」をいう。
・許可申請書類の作成等を代理人を通じて行う場合は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。
（その場合は作成に係る委任状の写しの添付が必要）

平成　２４年　１２月　３日

申請日を記入。

不要な文字は消す。

中部地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~　殿

申請者　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　印

今回の申請と併せ、既に許可を受けている建設業の全部について、許可の更新の申請を行い、許可年月日を同一とする場合は「１」を、そうでない場合は「２」を記入。

行政庁側記入欄

	項番	大臣知事コード	許可年月日
許可番号	01		国土交通大臣 / 知事 許可（般－　　）第　　号　平成　年　月　日
申請の区分	02		1.新規　2.許可換え新規　3.般・特新規　4.業種追加　5.更新　6.般・特新規＋業種追加　7.般・特新規＋更新　8.業種追加＋更新　9.般・特新規＋業種追加＋更新
申請年月日	03		平成　年　月　日

許可の有効期間の調整　1　（１．する　２．しない）

太枠内は記入しない

一般建設業の許可については「１」を、特定建設業の許可については「２」を記入。
・項番０４は今回の許可申請により、許可を受けようとする建設業について記入。
・項番０５は現在、国土交通大臣の許可を受けている業種について記入。
（新規・許可換え新規の場合は記入しない）

		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほしゅ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
許可を受けようとする建設業	04	2			2				1																			
申請時において既に許可を受けている建設業	05	2			2			#	1	#					#					#						#		

（１．一般　２．特定）

法人の種類のフリガナは記入しない。

		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																	
商号又は名称のフリガナ	06	チ	ュ	ウ	ブ	チ	ホ	ウ	セ	イ	ビ	キ	ョ	ク														
商号又は名称	07	（	株	）	中	部	地	方	整	備	局																	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	ヤ	マ	ダ		タ	ロ	ウ																				
代表者又は個人の氏名	09	山	田		太	郎																						

濁点、半濁点は一文字として扱わない。
例：ガ　パ

法人の種類は略字で記入

株式会社	→　(株)
特例有限会社	→　(有)
合資会社	→　(資)
合名会社	→　(名)

総務省備「全国地方公共団体コード」により、該当コードの上５桁を記入する。（インターネットで検索できます。）

支配人の氏名

		3	5	10	15	20	23	25	30	35	40																	
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	2	3	1	0	6																						
主たる営業所の所在地	11	三	の	丸	2	-	5	-	1																			

都道府県名　愛知県　　市区町村名　名古屋市中区

コードに含まれる都道府県、市区町村名を記入。

項番１０に続く住所を記入。
「丁目」、「番」及び「号」については「－」ハイフンを用いて記入する。

申請時の資本金を千円単位で右詰めで記入。

郵便番号　12　460－8514
電話番号　052-953-8572
ファックス番号　052-953-8606

局番との間は「－」ハイフンで継ぐ。左詰めで記入する。

資本金額又は出資総額　13　100,000（千円）
法人又は個人の別　12　1　（１．法人　２．個人）

兼業の有無　14　1　（１．有　２．無）
建設業以外に行っている営業の種類　宅地建物取引業

兼業がある場合は、「１」と記入し、その内容を記入する。

許可換えの区分　15　（１．大臣許可→知事許可　２．知事許可→大臣許可　３．知事許可→他の知事許可）

許可換え新規の場合は、「２」を記入。

旧許可番号　16　大臣知事コード　国土交通大臣 / 知事 許可（般－　　）第　　号　旧許可年月日　平成　年　月　日

項番１５、１６は「許可換え新規」を申請する場合のみ記入する。
許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入。

役員及び営業所については別紙による。

行政庁のコード

岐阜県	→ ２１
静岡県	→ ２２
愛知県	→ ２３
三重県	→ ２４

連絡先

所属等　建設産業課　　氏名　山本　一郎　　電話番号　０５２－９５３－８５７２
ファックス番号　０５２－９５３－８６０６

この申請内容に係る質問等に対応できる者の所属・氏名・電話・Ｆａｘ番号を記入する。

別紙一　　（用紙Ａ４）

役　員　の　一　覧　表

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名等				
氏名（フリガナ）	役名	常勤・非常勤の別	生年月日	住所
山田　太郎（ヤマダ　タロウ）	代表取締役	常勤	昭和30年9月24日	愛知県名古屋市北区名城1000番地
鈴木　二郎（スズキ　ジロウ）	常務取締役	常勤	昭和28年6月2日	愛知県名古屋市中川区北江町1－1－2
森田　一郎（モリタ　イチロウ）	取締役	常勤	昭和25年8月6日	東京都港区麻布9000番地
鈴木　花子（スズキ　ハナコ）	取締役	非常勤	昭和40年1月5日	静岡県静岡市駿河区大宮1番地

・フリガナをつける。
・登記事項証明書に記載されている字で記入する。

取締役についてのみ記入。監査役は記入しない。

「常勤の役員」とは、原則として本社、支店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定計画のもとに常時所定の時間中、その職務に従事しているものをいう。

現住所を記入する。

ここに記載した内容は、様式第十二号の略歴書の記載内容と一致します。

記載要領

１　「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは委員会設置会社の試行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種の組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は本欄の役員には含まれません。

※更新のみを申請する場合は、別紙二（２）を使用して下さい。この様式は不要です。

別紙二（１）　　（用紙Ａ４）

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

区　　分　項番 8 1 1

許可番号　項番 8 2　大臣知事コード

太枠内は記入しない

国土交通大臣／知事　許可（般特－　）第　　号　　許可年月日　平成　年　月　日

（主たる営業所）

主たる営業所の名称　フリガナ　ホンテン　／　本店

営業しようとする建設業 8 3　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
2　2　1

（１．一般　２．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称 8 4　フリガナ　トウキョウエイギョウショ　東京営業所

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5　1 3 1 0 1　都道府県名　東京都　市区町村名　千代田区

従たる営業所の所在地 8 6　霞が関２－１－３

郵便番号 8 7　1 0 0 － 8 9 1 8　電話番号　0 3 - 5 5 5 - 1 1 1 1

営業しようとする建設業 8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
2　2

（１．一般　２．特定）

変更前

（従たる営業所）

従たる営業所の名称 8 4　フリガナ

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5　都道府県名　市区町村名

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7　－　電話番号

営業しようとする建設業 8 8　土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

（１．一般　２．特定）

変更前

建設業を営業する営業所の名称、フリガナを記入。

従たる営業所が３カ所以上あり、用紙が2枚以上に渡る場合、２枚目以降の主たる営業所の記載は不要。

一般建設業の許可については「１」を、特定建設業の許可については「２」を記入。
・項番８３，８８の上段は当該営業所において営業しようとする建設業の全てを記入。
・下段の「変更前」の欄は、現在、国土交通大臣許可を受けて営業している業種を記入。
（新規、許可換え新規の場合は記入しない）

「項番８５～８７」については様式第１号の項番「１０～１２」の記載例にならって記入。

記載要領

１　業種追加、般特新規の場合は、今回の許可申請により許可を受けようとする建設業を営業しようとする営業所のみ記載します。ただし、同時に更新を申請する場合は、全ての営業所を記載してください。
　確認資料については、記載した営業所の資料のみ必要となります。
　例：「管」の業種追加の申請で、本店のみで営業する場合　→　本店のみ記載し、その他の営業所については記載不要。

【主たる営業所】とは
　建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する１箇所の営業所をいい、登記簿上の本店であってもその実態を有しないものは該当しません。経営業務の管理責任者の常勤している営業所が該当します。

【従たる営業所】とは
　主たる営業所以外の建設業を営む営業所をいいます。

※更新のみを申請する場合に必要となる様式です。それ以外の申請の場合は、別紙二（１）を使用して下さい。

別紙二（２）　　（用紙Ａ４）

営　業　所　一　覧　表　（　更　新　）

２枚目以降は、主たる営業所の記載は不要。

	営業所の名称	所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業 特定	営業しようとする建設業 一般
主たる営業所	本店	〒４６０－８５１４ 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１ ０５２－９５３－８５７２	土、と	管
従たる営業所	東京営業所	〒１００－８９１８ 東京都千代田区霞が関２－１－３ ０３－１１１－５５５５	土、と	
従たる営業所				

従たる営業所には、主たる営業所以外でも建設業を営む営業所をすべて記入する。

当該営業所において営業しようとする建設業を一般と特定に分けて記入する。
下記表の（　）内に示された略号を使用する。

略号	建設業の種類	略号	建設業の種類	略号	建設業の種類
（土）	土木工事業	（鋼）	鋼構造物工事業	（絶）	熱絶縁工事業
（建）	建築工事業	（筋）	鉄筋工事業	（通）	電気通信工事業
（大）	大工工事業	（ほ）	ほ装工事業	（園）	造園工事業
（左）	左官工事業	（しゆ）	しゆんせつ工事業	（井）	さく井工事業
（と）	とび・土工工事業	（板）	板金工事業	（具）	建具工事業
（石）	石工事業	（ガ）	ガラス工事業	（水）	水道施設工事業
（屋）	屋根工事業	（塗）	塗装工事業	（消）	消防施設工事業
（電）	電気工事業	（防）	防水工事業	（清）	清掃施設工事業
（管）	管工事業	（内）	内装仕上工事業		
（タ）	ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事業	（機）	機械器具設置工事業		

１　「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。

２　「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（　）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

記載要領

１　更新の申請のみを行う場合は、この様式を使用します。（別紙二（１）は使用しません。）
２　更新と同時に業種追加、般特新規を行う場合は、別紙二（１）に全ての営業所について記載し、この様式は使用しません。

※この記載例は経営事項審査を申請しない場合の記載例になりますので、経営事項審査を申請する場合は、「経営事項審査の手引き」Ｐ１５～１７を参照してください。

申請する業種ごとに作成する。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　（用紙Ａ４）

該当するものに○を付ける。

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　とび・土工・コンクリート　工事（　税込　・　税抜　）

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に✓印を記 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月	工期 完成又は完成予定年月
三重ビル(株)	元請		三重ビル(株)の工場解体工事	三重県津市	愛知　太郎		✓	80，000千円	千円	平成２３年１２月	平成２４年　１月
佐久間建設(株)	下請		(株)岐阜工場の基礎工事	岐阜県岐阜市	一宮　二郎	✓		10，000千円	千円	平成２４年　２月	平成２４年　３月
国土建設(株)	〃		丸の内ビル新築工事の内外構工事	名古屋市中区	東京　一郎	✓		8，000千円	千円	平成２３年　４月	平成２３年　５月
北陸建設(株)	〃		名城住宅耐震工事の内足場仮設工事	名古屋市北区	岡崎　三郎	✓		7，500千円	千円	平成２３年　５月	平成２３年　５月
中部産業(株)	元請		中部産業(株)外構工事	名古屋市中区	豊田　一郎	✓		7，400千円	千円	平成２３年　６月	平成２３年　６月
(株)中国建築	下請		東海ビル補修工事の内足場仮設工事	名古屋市東区	豊田　一郎	✓		7，000千円	千円	平成２３年　７月	平成２３年　７月
国土　太郎	元請		国土邸の外構工事	三重県桑名市	三重　三郎	✓		6，000千円	千円	平成２３年　８月	平成２３年　８月
牧　一郎	〃		牧邸の外構工事	名古屋市西区	東海　五郎	✓		5，000千円	千円	平成２３年　９月	平成２３年　９月
(株)加藤建設	下請		栄ビル補修工事の内足場仮設工事	名古屋市中区	島田　一郎	✓		4，500千円	千円	平成２３年　１０月	平成２３年　１０月
(株)野田開発	〃		三重ホテル新築工事の内足場仮設工事	三重県津市	愛知　太郎	✓		3，000千円	千円	平成２３年　１１月	平成２３年　１１月
静岡産業(株)	〃		二保宿舎補修工事の内足場仮設工事	静岡市清水区	金谷　一平	✓		1，000千円	千円	平成２３年　５月	平成２３年　５月
(株)運輸建設	〃		一般国道道路改良工事の内　はつり工事	名古屋市中区	東京　一郎	✓		1，000千円	千円	平成２４年　１月	平成２４年　２月
								千円	千円	平成　年　月	平成　年　月

小計	１２件	１４０，４００千円	千円	うち　元請工事 ９８，４００千円	千円
合計	３０件	２００，５００千円	千円	うち　元請工事 ９８，４００千円	千円

千円単位で記載。
工事進行基準を採用している場合には、当該進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記します。

請け負った１つの契約ごとに、請負契約の相手方の商号又は名称を記入。

「元請」とは施主から直接受注したもの。
「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したもの。

共同企業体（ＪＶ）として行った工事については「ＪＶ」と記入。

請負契約書等から施工箇所と工事内容がわかるよう具体的に記入する。

工事現場のある都道府県及び市区町村名を記入。（政令指定都市については都道府県名を省略可）

「配置技術者」は完成工事について、建設業法第２６条第１項又は第２項の規定により、各工事に置かれた技術者の氏名を記載する。

該当する技術者に「レ」を付す。

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事の工事経歴書を作成する場合において、以下の工事があるときに、略号に○を付し、工事ごとに該当する請負金額を記載する。

「土木一式工事」
↓
ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ工事（ＰＣ）

「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」
↓
法面処理工事（法面処理）

「鋼構造物工事」
↓
鋼橋上部工事（鋼橋上部）

着工年月は契約の着工日ではなく、実際に工事に着手した年月を記入。
完成年月は引き渡しの年月を記入。

このページに記載した完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記入。

業種ごとの最終ページに、業種ごとの完成工事の件数と請負代金の額の合計を記入。金額は様式第三号の「許可に係る建設工事の施工金額」の計と一致する。

「小計」「合計」のうち元請工事の請負代金の額を記入。

記載要領

１　申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成します。
２　許可を申請しようとする建設工事の種類ごとに作成します。（事業年度終了届の場合は、届出時点で許可を取得している業種について作成。）
３　完成工事について、業種ごとの請負代金の合計額の７割に達するまで請負代金の大きい順に記載します。全体額の７割超までに軽微な工事が１０件に達した場合は、記載終了となります。
４　工事実績が無い場合は、「該当工事なし」と記載してください。
５　業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって新たに許可を受けようとする業種について作成してください。現在許可を有している業種については作成は不要です。

様式第三号（第二条関係）

様式第二号を作成した業種について記載する。

該当するものに○を付ける。

・許可申請の場合は、今回許可を申請しない建設業に係る施工金額を記入する。（許可を有しない軽微な工事も含む）

・事業年度終了届の場合は、許可を受けていない建設工事の施工金額を記入する。

直前３年の各事業年度における工事施工金額

（用紙Ａ４）

（税込・（税抜）／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額 土木一式工事	とび･土工工事	管工事	工事	その他の建設工事の施工金額	合計
第２４期 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	元請	公共	1,450,461	66,677	0		0	1,517,138
		民間	27,420	0	38,669		3,754	69,843
	下請		0	0	0		0	0
	計		1,477,881	66,677	38,669		3,754	1,586,981
第２５期 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	元請	公共	1,367,177	59,876	0		0	1,427,053
		民間	0	0	22,666		0	22,666
	下請		0	9,986	0		0	9,986
	計		1,367,177	69,862	22,666		0	1,459,705
第２６期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	元請	公共	0	0	0		0	0
		民間	1,219,050	98,400	15,036		0	1,332,486
	下請		0	102,100	0		0	102,100
	計		1,219,050	200,500	15,036		0	1,434,586
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第　期 平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

申請時の直前３年分を１期ごとに記載する。

過去２年分の施工金額についても記入する。（各業種の内訳についても同様）

「元請」とは施主から直接受注したものをいう。そのうち施主が官公庁の場合は、「公共」に、それ以外のものは「民間」に記入。

「下請」とは他の建設業者が請け負った工事の一部を受注したもの。

工事経歴書（様式第二号）を作成した業種について記載。計は工事経歴書の業種ごとの合計額と一致する。

用紙が２枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入する。

損益計算書（様式第十九号）の完成工事高と一致する。

記載要領

1　この表には、申請又は届出をする日の直前３年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
3　「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
4　記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
　ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
5　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
6　「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が５業種以上にわたるため、用紙が２枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
7　当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「０」と記載すること。

記載要領

１　様式第二号（工事経歴書）を作成した業種について記載をしてください。
２　業種追加、般特新規を申請する場合は、今回の申請によって許可を受けようとする業種について「許可に係る建設工事の施工金額」に記入してください。現在許可を有している業種、今回許可を受けない業種及び許可を受けていない業種については「その他の建設工事の施行金額」にまとめて記入してください。
３　記載すべき金額は、千円単位をもって表示します。
ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができます。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載します。
４　「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和４０年法律第３４号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第１８条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載します。

様式第四号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

使　用　人　数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第２号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	２２人	７人	９人	３８人
東京営業所	5	2	2	9
合計	２７人	９人	１１人	４７人

両方に該当する場合には主となるものにカウントする。

全ての営業所（主たる営業所及び従たる営業所）を記入。

専任技術者となり得る要件を満たす者の数を記入。

各営業所に所属する技術関係の使用人のうち、許可に係る専任技術者の要件には満たない者の数について記載。

建設業に従事する事務関係の使用人数を記載。

記載要領

１　この表には、法第５条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第３項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。

２　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいい、労務者は含めないものとすること。

３　「その他の技術関係使用人」の欄は、法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第２号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

記載要領

１　この表には、建設業に従事している使用人数を記載します。

２　「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、法人にあっては代表権を有する役員も含まれます。労務者は含みません。

３　新規申請等の場合は申請時点の人数を、事業年度終了届に添付する場合は当該決算日時点の人数を記載します。

様式第六号（第二条関係）

（用紙Ａ４）

誓　　約　　書

申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第３条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第８条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

不要な文字は消す。

申請日を記入。

平成　２４年　１２月　　３日

申請者

愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１

株式会社　中部地方整備局

代表取締役　山田　太郎　　印

中部地方整備局長

~~北海道開発局長~~

~~知事~~　　殿

主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記入。

申請者の印は、法人の場合、登録している代表者印を正本に押印する。

記載要領

「　地方整備局長

北海道開発局長　　については、不要のものを消すこと。

知事　」

様式第七号（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0	0	0	0	2

経 営 業 務 の 管 理 責 任 者 証 明 書

被証明者が経営業務の管理責任者としての経験を有する建設業の種類について記載する。経験を有する建設業について記載するため、必ずしも許可を受けようとする建設業の種類とは一致しない。（特に業種追加等の申請の場合）

（１） 下記の者は、 土、と 工事業に関し、次のとおり経営業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

代表取締役、取締役、事業主等、経験期間中の被証明者の役職名を記入する。

役 職 名 等　代表取締役

経 験 年 数　昭和５７ 年　１０月から　平成２４年　１２月まで　満　３０年　２月

証明者が証明できる期間、被証明者が経営業務の管理責任者としての経験を有した年数を記入。

証明者と被証明者との関係　役員

備　考

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入。

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、経験年数に記載した期間の許可番号、建設業許可年月日、許可業種を記入する。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在籍していた法人の代表者又は個人事業主が該当する。

ただし、法人解散等の場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者（元役員）とすることができるものとし、その場合は「備考」欄にその理由を記入。証明者は当時の会社名、当時の役職及び氏名を記入し、個人の実印を押印する。（○○株式会社　元役員○○○○など）

平成　２４年　１２月　３日

証明者　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　印

印は法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印する。

申請者が法人の場合は「の常勤の役員」に該当する。

（２） 下記の者は、許可申請者 ～~~の常勤の役員~~ ~~本 人~~ ~~の 支 配 人~~ で建設業法第７条第１号 イ ロ に該当する者であることに相違ありません。

該当しないものについては削除

平成　２４年　１２月　３日

中部地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~　殿

申請者
~~届出者~~　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　印

該当するものに○を付す。

１．新規、許可換え申請の場合

２．現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合（届出の場合のみ）

３．現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たに経営業務の管理責任者を追加する場合

４．更新など現在証明されている者のままとする場合

申請又は届出の区分　項番 3　１　７　４　（１．新規　２．変更　３．経営業務の管理責任者の追加　４．経営業務の管理責任者の更新）

変更又は追加の年月日　平成　年　月　日

許可申請の場合は「届出者」を消し、変更届として使用する場合は「申請者」を消す。

大臣知事 コード 3　許可番号　１　８　０　０

国土交通大臣 許可（般－１９）第 5 ０　１　２　３　４　５ 10 号　許可年月日 11 平成 ２　０ 13 年 ０　２ 15 月 ０　２ 日

記

・複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。
・新規、許可換え新規の場合は記入しない。

◎【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで１字とする。
例：ズ

氏名のフリガナ　3 １　９　ヤ　マ

姓と名の間は１カラム空ける。

氏　名　２　０　山　田　5　太　郎　10

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 S 14 ３　０ 年 16 ０　９ 月 18 ２　４ 日

法人の場合は登記事項証明書に記載されている字で記入。

住　所　愛知県名古屋市北区名城１０００番地

住所は現住所を記入。

◎【変　更　前】

氏　名　２　１

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 年 16 月 18 日

記載要領

１　この証明書は、被証明者１人について証明者別に作成します。

２　「経営業務の管理責任者として経験を有する者」とは次に掲げる要件のいずれかを備えている者をいいます。
（イ）許可を受けようとする建設業に関し５年以上経営業務の管理責任者についての経験を有している者。
（ロ）許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し７年以上経営業務の管理責任者としての経験を有している者。
（ハ）許可を受けようとする建設業に関し、経営業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ地位をいう。）にあって次のいずれかの経験を有していること。
・執行役員等としての経営管理経験
・経営業務を補佐した経験
（詳しくは「建設業許可の手引き」P4参照）

３　（２）の建設業法第７条第１号「イ・ロ」について、前項２（イ）の経験を有する者である場合は「イ」に該当し、前項２（ロ）（ハ）の経験を有する者である場合には「ロ」に該当します。

※この記載例は「土・と・管」の許可を有している会社の更新申請の場合で、経営業務の管理責任者である山田氏は「土・と」工事業については５年以上の経験を有するので「イ」に該当するが、「管」工事業については前記の工事業に関して７年以上の経験を有することにより経営業務の管理責任者の要件を満たすことから「ロ」に該当することになります。

新規・許可換え新規申請の記載例

「一般建設業」の場合は下段を「特定建設業」の場合は上段を消す。「一般・特定」の両方を申請する場合には消さない。

様式第八号（１）（第三条関係）

（用紙Ａ４）

０００００３

（１）を○で囲む。

専任技術者証明書（新規・変更）

（１）　下記のとおり、｛建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号｝に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
（２）　下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

「届出者」を削除する。

平成　２４年　１２月　　３日

不要な文字は消す。

中部地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~　殿

申請者　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
~~届出者~~　株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　　印

区　　分　６１　１（１．新規許可等　２．専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更　３．専任技術者の追加　４．専任技術者の交替に伴う削除　５．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）

「１」を記入。

許　可　番　号　６２　　国土交通大臣／知事　許可（般－　　）第　　号　　許可年月日　平成　　年　　月　　日

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで１字とする。

記

項番		フリガナ	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	６３	スズキ　タロウ	鈴木　太郎　　生年月日　S　６０年　０１月　２０日
今後担当する建設工事の種類	６４	９　９	
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	６５	１３	
変更、追加又は削除の年月日		平成　　年　　月　　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		愛知県名古屋市中区栄１－１－１	営業所の名称（新所属）　本店

項番６４，６５は別表（二）（三）有資格区分コード表を参考に該当する番号を記入。

専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

※この場合、１級土木施工管理技士の合格証明書を添付する。

年月日は記載しない。

現住所を記入する。

項番６２の許可番号等と項番６４の下段は記入しない。

当該技術者が配置されている営業所の名称を記入。

項番		フリガナ	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	６３	ヤマザキ　ケンタロウ	山崎　健太郎　　生年月日　S　３８年　０１月　０５日
今後担当する建設工事の種類	６４	７	
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	６５	３０	
変更、追加又は削除の年月日		平成　　年　　月　　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		愛知県名古屋市北区庄内川２－２－１	営業所の名称（新所属）　本店

項番		フリガナ	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	６３	ヤマナカ　サダオ	山中　貞夫　　生年月日　S　４４年　０３月　０２日
今後担当する建設工事の種類	６４	９　９	
現在担当している建設工事の種類			
有資格区分	６５	１３	
変更、追加又は削除の年月日		平成　　年　　月　　日	営業所の名称（旧所属）
専任技術者の住所		東京都千代田区霞が関１－１－２	営業所の名称（新所属）　東京営業所

記載要領

１　許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者を配置しなければなりません。
別紙二（１）「営業所一覧表」に記載されている各営業所の「営業しようとする建設業」に対応する専任技術者について記載します。

２　この証明書は専任技術者３人ごとに作成します。

３　「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。
下記の者は原則として「常勤」とはいえません。
①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者。
②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者。
③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）

４　同一営業所内で、必要な技術者要件を備えていれば、２業種以上の専任技術者を兼ねることができ、また令３条に規定する使用人も兼ねることができます。（主たる営業所であれば経営業務管理責任者とも兼務は可。）ただし、他の営業所の技術者を兼ねることはできません。

般特新規申請の記載例
例：現在、一般建設業の許可のみ受けており「土、建、と」を特定建設業にする申請の場合。

「一般建設業」の場合は下段を「特定建設業」の場合は上段を消します。「一般・特定」の両方を申請する場合には消しません。

様式第八号（１）（第三条関係）

（１）を〇で囲む。

（用紙Ａ４）
0 0 0 0 3

専任技術者証明書（新規・変更）

「届出者」を削除する。

（1） 下記のとおり、{ ~~建設業法第７条第２号~~ / 建設業法第15条第２号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
（2） 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成　２４年　１２月　３日

不要な文字は消す。

~~中部~~地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~ 殿

申請者　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
~~届出者~~　株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　印

区分 [6][1][1]（1．新規許可等　2．専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更　3．専任技術者の追加　4．専任技術者の交替に伴う削除　5．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）

「１」を記入。

許可番号 [6][2][0][0]　国土交通大臣／知事　許可（般特－２４）第 0 1 2 3 4 5 号　許可年月日 平成 2 4 年 0 6 月 0 2 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

記

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで１字とする。

氏名 [6][3]
フリガナ：スズキ　タロウ
鈴木　太郎
生年月日 S 60 年 01 月 20 日

今後担当する建設工事の種類 [6][4]
9

現在担当している建設工事の種類
7

別表（二）（三）有資格区分コード表を参考に該当する番号を記入。

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
３５～３６
1 2 3 4 5 6 7 8

当該技術者が現在専任技術者である場合に、現在担当している業種について記載。

有資格区分 [6][5]
13

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者である場合に記載する。

変更、追加又は削除の年月日　平成　年　月　日
営業所の名称（旧所属）　本店

専任技術者の住所　愛知県名古屋市中区栄１－１－１
営業所の名称（新所属）　本店

当該技術者が配置されている営業所の名称を記入。

専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

※この場合、１級土木施工管理技士の合格証明書を添付する。

年月日は記載しない。

現住所を記載する。

氏名 [6][3]
フリガナ：オカモト　ケンジ
オ カ 岡 本 謙 治
生年月日 S 50 年 03 月 21 日

今後担当する建設工事の種類 [6][4]
9

現在担当している建設工事の種類

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 [6][5]
20

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者でない場合には記入しない。

変更、追加又は削除の年月日　平成　年　月　日
営業所の名称（旧所属）

専任技術者の住所　東京都千代田区大宮１００
営業所の名称（新所属）　東京営業所

氏名 [6][3]
フリガナ：

今後担当する建設工事の種類 [6][4]

現在担当している建設工事の種類

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分 [6][5]

変更、追加又は削除の年月日　平成　年　月　日
営業所の名称（旧所属）

専任技術者の住所
営業所の名称（新所属）

記載要領

１　許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者を配置しなければなりません。般特新規として申請する業種に対応する専任技術者についてのみ記載します。
２　この証明書は専任技術者３人ごとに作成します。
３　「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。下記の者は原則として「常勤」とはいえません。
①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者。
②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者。
③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
４　同一営業所内で、必要な技術者要件を備えていれば、２業種以上の専任技術者を兼ねることができ、また令３条に規定する使用人も兼ねることができます。（主たる営業所であれば経営業務管理責任者とも兼務は可。）ただし、他の営業所の技術者を兼ねることはできません。

業種追加申請の記載例

例：「園」について本店と東京営業所で追加を行う場合。

「一般建設業」の場合は下段を「特定建設業」の場合は上段を消します。「一般・特定」の両方を申請する場合には消しません。

（１）を○で囲む。

様式第八号（１）（第三条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 3

専任技術者証明書（新規・変更）

「届出者」を削除する。

（１） 下記のとおり、~~建設業法第７条第２号~~ / 建設業法第15条第２号 に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

（２） 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

平成　２４年　１２月　３日

不要な文字は消す。

~~中部~~地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~ 殿

申請者
~~届出者~~ 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　印

現在担当している業種と今回の申請によって追加された業種の両方を記入。

区　分　項番 3　6 1 1　（１．新規許可　２．専任技術者の担当業種等又は有資格区分の変更　３．専任技術者の追加　４．専任技術者の交替に伴う削除　５．専任技術者が置かれる営業所のみの変更）

「１」を記入。

許　可　番　号　6 2 0 0　国土交通大臣 / 知事 許可（般－２４）第 0 1 2 3 4 5 号　許可年月日　平成 2 4 年 0 6 月 0 2 日

記

姓の最初から記入し、濁点・半濁点も含んで１字とする。

当該技術者が現在専任技術者である場合に、現在担当している業種について記載。

別表（二）（三）有資格区分コード表を参考に該当する番号を記入。

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者である場合に記載する。

専任の技術者となる建設業に係る資格のみ記入。記載したコードの技術資格を証明する資料を添付する。既に提出済の資料については添付不要。

※この場合、１級造園施工管理技士の合格証明書を添付する。

年月日は記載しない。

現住所を記載する。

当該技術者が、現在証明されている専任の技術者でない場合には記入しない。

1人目

項番 6 3　フリガナ（フリガナ）　スズキ　タロウ　元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　名　ス ズ　鈴 木　太 郎　生年月日 S 6 0 年 0 1 月 2 0 日

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

今後担当する建設工事の種類　6 4　9 9

現在担当している建設工事の種類　9 9

３５～３６　1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　6 5　1 3　3 3

変更、追加又は削除の年月日　平成　年　月　日

営業所の名称（旧所属）　本店

専任技術者の住所　愛知県名古屋市中区栄１－１－１

営業所の名称（新所属）　本店

2人目

項番 6 3　フリガナ（フリガナ）　オカモト　ケンジ　元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　名　オ カ　岡 本　謙 治　生年月日 S 5 0 年 0 3 月 2 1 日

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

今後担当する建設工事の種類　6 4　9

現在担当している建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　6 5　3 3

変更、追加又は削除の年月日　平成　年　月　日

営業所の名称（旧所属）

専任技術者の住所　東京都千代田区大宮１００

営業所の名称（新所属）　東京営業所

3人目

項番 6 3　フリガナ（フリガナ）　元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏　名　生年月日　年　月　日

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

今後担当する建設工事の種類　6 4

現在担当している建設工事の種類

1 2 3 4 5 6 7 8

有資格区分　6 5

変更、追加又は削除の年月日　平成　年　月　日

営業所の名称（旧所属）

専任技術者の住所

営業所の名称（新所属）

記載要領

１　許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、全て一定の資格要件を備えた専任の技術者を配置しなければなりません。業種追加として申請する業種に対応する専任技術者についてのみ記載します。

２　この証明書は専任技術者３人ごとに作成します。

３　「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいいます。下記の者は原則として「常勤」とはいえません。
①住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者。
②他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者。
③建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において、専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）

４　同一営業所内で、必要な技術者要件を備えていれば、２業種以上の専任技術者を兼ねることができ、また令３条に規定する使用人も兼ねることができます。（主たる営業所であれば経営業務管理責任者とも兼務は可。）ただし、他の営業所の技術者を兼ねることはできません。

様式第八号（２）（第三条関係）　　（用紙Ａ４）

専任技術者証明書（更新）

既に届け出たとおり、{ 建設業法第７条第２号 / 建設業法第15条第２号 } に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。

平成　２４年　１２月　　３日

中部地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~　殿

愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
申請者　代表取締役　山田　太郎　　印

「一般建設業」の場合は下段を、「特定建設業」の場合には上段を消すこと。
「一般、特定」両方に該当する場合は消さない。

不要な記載は削除。

記

営業所の名称	専任の技術者の氏名（フリガナ）	建設工事の種類	有資格区分	生年月日
本店	スズキ　タロウ 鈴木　太郎	土－９、と－９	１３	Ｓ６０．１．２０
〃	ヤマザキ　ケンタロウ 山崎　健太郎	管－７	３０	Ｓ３８．１．５
東京営業所	ヤマナカ　サダオ 山中　貞夫	土－９、と－９	１３	Ｓ４４．３．２

建設業許可申請書「別紙二（２）」の「営業所の名称」欄と同一順序で各営業所ごとに分けて記入する。

専任技術者となる業種について業種の略号と「－」に続けて別表（二）（三）有資格コード一覧のコードを記入する。

別表（二）（三）有資格コード一覧を参考に該当する番号を記入する。

「建設工事の種類」分類コード　※一覧表についてはP３５～３８の別表（二）（三）参照。

〇一般建設業の場合
「１」・・・法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」・・・法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」・・・法第７条第２号ハ該当（国家資格取得者等）

〇特定建設業の場合
「２」・・・法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ（２年以上の指導監督的実務経験）該当
「３」・・・法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「５」・・・法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ（２年以上の指導監督的実務経験）該当
「６」・・・法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「８」・・・法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ（２年以上の指導監督的実務経験）該当
「９」・・・法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

記載要領
１　この証明書は、既に専任技術者証明書（新規・変更）（別記様式第八号（１））により専任の技術者の証明を行った建設業について、許可の更新を申請する場合に作成します。
２　「建設工事の種類」の欄は、別紙二（２）の「営業所一覧表」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事について、「土－９」のように、上記表の分類に従い当該する数字と業種の略号とを－（ハイフン）で結んで記載します。
３　「有資格区分」の欄については別表（二）（三）の有資格コード一覧の分類に従い該当するコードを記入して下さい。
４　更新と同時に業種追加や般特新規を申請する場合、様式第八号（１）に記載した技術者については、この様式には記入せず、様式第八号（１）に記載していない技術者についてのみ記入します。

様式第九号（第三条関係）

証明しようとする建設工事の種類を記入。

実　務　経　験　証　明　書

（用紙Ａ４）

証明日を記入。

下記の者は、　内装仕上　工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成　２４年　１２月　３日

証明者は、経営業務の管理責任者証明書（様式第七号）に準じて取り扱うものとする。Ｐ９参照。

「使用者の商号又は名称」と一致す

証明者が申請者以外の建設業者である場合は、建設業許可番号、許可年月日、許可業種を記入する。

愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
証　明　者　代表取締役　山田　太郎　印

印は法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を押印する。

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入する。個人の場合は個人名（屋号があれば屋号）を記入する。

被証明者との関係　社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入する。例：社員、役員、従業員等

記

技術者の氏名	佐々木　清	生年月日	昭和28年2月28日	使用された期間	昭和６０年　４月から
使用者の商号又は名称	株式会社　中部地方整備局				平成２４年　３月まで

職名	実務経験の内容	実務経験年数
工事課長	北区マンションインテリア工事　他５０件	平成１１年４月から平成１２年３月まで
工事課長	スズキクラブハウスインテリア工事　他３５件	平成１２年４月から平成１３年３月まで
工事課長	第二大学校舎天井仕上工事　他４０件	平成１３年４月から平成１４年３月まで
工事課長	岡本邸　床仕上げ工事　他４５件	平成１４年４月から平成１５年３月まで
工事課長	島田図書館防音工事　他３０件	平成１５年４月から平成１６年３月まで
工事課長	酒井邸　壁張り工事　他５５件	平成１６年４月から平成１７年３月まで
工事課長	柴田マンション防音工事　他４０件	平成１７年４月から平成１８年３月まで
工事課長	飯塚幼稚園　床仕上げ工事　他３５件	平成１８年４月から平成１９年３月まで
工事課長	大井会社　インテリア工事　他３０件	平成１９年４月から平成２０年３月まで
工事課長	第三小学校　防音工事　他４５件	平成２０年４月から平成２１年３月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
		年　月から　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	使用者と証明者が異なる場合は理由を記入する。例：平成〇年〇月　会社解散のため	合計　満　１０　年　０　月

実際に雇用されていた期間を記入する。

ここに記載した年数の合計が「合計」となる。

「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に関する実務の経験を有したときの職名を記載する。

例：〇〇係長、〇〇工事長、〇〇課長

通年に渡り建設工事の経験が続く場合は、その年の代表的な工事の件名を記入し、その他の工事は「他〇件」として件数を記入し、１年分を一行にまとめて記入することができる。

※通年に渡り経験がない場合は一件ずつ工事を積み上げる。その場合、年数の積み上げは片落ち計算となる。
（例　：　平成１１年４月～平成１１年１２月　→　８ヶ月の経験）

記載要領

※この証明書は、実務経験により、営業所の専任技術者となる場合に必要となります。

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について証明者別に作成します。
2　「実務経験」とは許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する技術上の経験をいいます。したがって、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験はもちろんのこと、これらの技術を修得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。また、この実務の経験は請負人の立場における経験に限られないので、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験もこれに含まれますが、工事現場の単なる雑務や事務の仕事に関する経験は含まれません。
3　経験期間が重複しているものにあっては二重計算はできません。同じ業種はもちろんのこと、他業種であっても期間の重複はできません。
（例えば内装工事の経験として既に証明されている期間は、他業種の実務経験をその期間で証明することはできません。内装工事ととび・土工工事の２業種を１０年実務経験として証明する場合は、各１０年ずつの経験が必要となり、合計２０年の実務経験が必要となります。）
4　所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験に達するまで記載をしてください。
5　法人の解散等の理由により元役員が証明者となる場合、法人の解散、証明者が役員であったことが確認できる閉鎖事項証明書を添付して下さい。（写し可）

様式第十号（第十三条関係）

（用紙Ａ４）

指 導 監 督 的 実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、　内装仕上　　工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成　２４年　１２月　　３日

様式第９号の記載例と同様。

愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
証　明　者　代表取締役　山田　太郎　　印

被証明者との関係　社員

記

技術者の氏名	奥村　智	生年月日	S30.3.3	使用された期間	Ｓ６０年　４月から Ｈ２４年　３月まで
使用者の商号又は名称	株式会社　中部地方整備局				

発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数
愛知県	46,000千円	工事部長	愛知会館の内装間仕切り工事	Ｈ１０年　４月からＨ１１年　３月まで
関東地方整備局	57,000千円	〃	城東宿舎床仕上工事	Ｈ１２年　４月からＨ１２年　９月まで
中部地方整備局	80,000千円	〃	河川事務所防音設備工事	Ｈ１４年　６月からＨ１５年　３月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
	千円			年　月から　年　月まで
				ら　年
				ら　年　月まで
				ら　年　月まで
				ら　年　月まで
				ら　年　月まで
				ら　年　月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計　満　２年　１月

工事施工期間は重複しないこと。

元請として直接請け負った契約の相手方の名称を具体的に記入する。

税込みの金額を記入

請負契約書等により従事した建設工事の具体的な名称を、経験の内容が明らかになるように記入する。

各経験年数の始まりの月は計算せず、片落ち計算する。

（例）Ｈ１０．４～Ｈ１１．３は１１ヶ月となる。

各工事の期間の合計を記入し、２年以上になること。

（※）この様式で証明できる工事は元請工事で、請負金額（消費税及び地方消費税を含む）が右表のものに限られます。

また、確認資料として記載された工事の請負契約書や注文書・請書が必要となります。

工事に従事した時期	請負金額
昭和５９年９月３０日以前	１５，０００万円以上
昭和５９年１０月１日以降 平成６年１２月２７日以前	３０，０００万円以上
平成６年１２月２８日以降	４５，０００万円以上

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成６年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月１日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）１件ごとに記載すること。

記載要領

この証明書は、特定建設業を受けようとする者のうち、指導監督的実務経験により営業所の専任技術者となる場合に必要となります。

1　この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者１人について証明者別に作成します。
2　この証明書が必要とされる技術者は、特定建設業の許可を受けようとする者の技術者で、法第１５条第２号の「ロ」に該当する者です。すなわち許可を受けようとする建設業について一般建設業の営業所の専任技術者となり得る技術資格要件を有し、かつ、当該建設業の建設工事に関して発注者から直接請け負い、その請負代金の額が、４，５００万円以上（※）であるものに関し、２年以上の指導監督的な実務経験が有る者に限られます。（指定建設業である「土、建、電、管、鋼、舗、園」を除く）
3　発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであり、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含まれません。
4　「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

様式第十一号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

建　設　業　法　施　行　令　第　３　条　に　規　定　す　る　使　用　人　の　一　覧　表

営業所の名称	職　　名	氏　　名（フリガナ）	生　年　月　日	住　　所
東京営業所	東京営業所長	佐藤（サトウ）　伸一郎（シンイチロウ）	S30.1.1	東京都新宿区西新宿１－２－３

主たる営業所以外は全て記入する。

役員を兼ねている場合は「取締役」についても記載。
例：「取締役兼○○営業所長」

現住所を記入する。

ここに記載した内容は、様式第１３号の略歴書の記載内容と一致します。

「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは

・略して「令３条の使用人」と呼ばれます。

・従たる営業所の建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者。基本的に支店又は営業所の代表者が該当します。

・これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することが求められ、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者が該当します。

（１）を○で囲む。

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

（用紙Ａ４）

0 0 0 0 7

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

（１）　国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
（２）　下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があったので、届出をします。

平成　２４年　１２月　　３日

不要な記載は削除

中部地方整備局長
~~北海道開発局長~~
~~知事~~　殿

申請者
~~届出者~~　愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１
株式会社　中部地方整備局
代表取締役　山田　太郎　　印

新規、許可換え新規申請の場合は「１」を記入。
また一般建設業のみを受けている者が新たに特定建設業を申請する場合（般特新規）は「２」を記入。

区　分　項番 7 1　1　（１．新規許可又は許可換え　２．一般建設業の許可のみ→特定建設業の許可を申請　３．有資格区分等の変更　４．技術者の追加　５．技術者の削除）

大臣コード

許　可　番　号　7 2　　国土交通大臣 / 知事　許可（般特－　）第　　号　許可年月日　平成　年　月　日

新規、許可換え新規申請の場合は記載不要。
項番７１が「２」となる般特新規の申請の場合は記入する。

項番７４は、建設業法第１５条第２号ロの指導監督的な実務経験によるもの又は建設業法第１５条第２号ハにより国土交通大臣から認定を受けた者である場合に該当するコードを記入。

・記入するコードについては別表（二）（三）有資格区分コード表参照。

・記入したコードの技術資格を証明する資料を添付する。

※この場合、１級土木施工管理技士、１級建築施工管理技士の合格証明書を添付する。

※実務経験の場合は、監理技術者資格者証の写しでも可。

項番		1回目	2回目	3回目	4回目
73	フリガナ	イトウ　タカシ			
	氏名	伊藤　孝			
	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕	S			
	生年月日	22年02月22日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
74	今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）				
	既提出の一覧表における建設工事の種類				
75	有資格区分	13 20			
73	フリガナ	イシダ　ヤスヒコ			
	氏名	石田　泰彦			
	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕	S			
	生年月日	42年04月12日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
74	今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）				
	既提出の一覧表における建設工事の種類				
75	有資格区分	13 37			
73	フリガナ				
	氏名				
	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕				
	生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
74	今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）				
	既提出の一覧表における建設工事の種類				
75	有資格区分				
73	フリガナ				
	氏名				
	元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕				
	生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
74	今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第２号ロ又はハ関係）				
	既提出の一覧表における建設工事の種類				
75	有資格区分				

土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 ほしゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

記載要領

１　この一覧表は、営業所の専任技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわりなく、下記の者について作成します。
　・法第７条第２号ハに該当する者（一般建設業の要件を満たす国家資格取得者等）
　・法第１５条第２号イ、ロ、ハに該当する者（特定建設業の要件を満たす者）
ただし、次の記載は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこととなります。
　・法第１５条第２号ロに該当する者（一般建設業の専任技術者の要件を満たし、２年以上の指導監督的実務経験がある者）
　・法第１５条第２号ハに該当する者（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

２　般・特新規を申請する場合、一般建設業の許可を受けていたときに、国家資格者等（主任技術者）として、この一覧に記載されていた技術者については作成する必要はありません。

３　項番７４「今後担当できる建設工事の種類」に記載が必要になるのは、特定建設業の許可を受けようとする者で、法第１５条第２号ロ又はハに該当する技術者を申請する場合です。次の分類に従い該当する数字を、業種の略号の下のカラムに記入します。
　「２」・・・法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当
　「３」・・・法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上）
　「５」・・・法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当
　「６」・・・法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）
　「８」・・・法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当

様式第十二号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

許可申請者（法人の役員 / ~~本人~~ / ~~法定代理人~~ / ~~法定代理人の役員~~）の略歴書

不要なものは削除。申請者が法人の場合は「法人の役員」に該当する。

現住所、氏名、生年月日、職名の記載は別紙１「役員一覧表」の内容と一致する。

現住所	愛知県名古屋市北区名城１０００番地		
氏名	山田　太郎	生年月日	Ｓ３０年　９月　２４日生
職名	代表取締役		

	期間	従事した職務内容
職歴	自　Ｓ５０年　４月　１日 至　Ｓ５７年　９月　３０日	株式会社　島田建設　入社　土木課に勤務
	自　Ｓ５７年　１０月　１日 至　Ｈ１０年　３月　３１日	株式会社　中部地方整備局　取締役　兼　営業部長
	自　Ｈ１０年　４月　１日 至　Ｈ２４年　１２月　現在日	〃　代表取締役に就任　現在に至る
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	
	自　年　月　日 至　年　月　日	

現在に至るまでの建設業に係る職歴を記入する。特に令３条、役員期間については具体的に記入。

現在の職名を記入。
例：「代表取締役」
「取締役」

令３条に規定する使用人を兼ねている場合はその職名も記入する。
例：「取締役　謙〇〇営業所長」

現在も引き続き、従事している職務については、「現在」と記入する。

	年　月　日	賞罰の内容
賞罰		なし

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

上記のとおり相違ありません。

平成　２４年　１２月　３日　　氏名　山田　太郎　　印

押印した日付を記入する。

本人個人の印を押印。訂正印も個人印で行う。

記載要領

1　「（法人の役員 / 本人 / 法定代理人 / 法定代理人の役員）」については、不要のものを消すこと。

2　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領

1　別紙一「役員一覧表」に記載した役員全員について作成します。
2　「令３条に規定する使用人」を兼ねている場合は、様式第十三号の「建設業法施行令第３条に規定する使用人の略歴書」を省略することができます。その場合は令３条の使用人に関する内容についても、許可申請者の略歴書に記入してください。

様式第十三号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

建設業法施行令第３条に規定する使用人の略歴書

現住所、氏名、生年月日、営業所名、職名の記載は様式第十一号「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表」と一致する。

所属する営業所名を記入する。

現在も引き続き、従事している職務については、「現在」と記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

押印した日付を記入する。

現住所	東京都新宿区西新宿１－２－３		
氏名	佐藤　伸一郎	生年月日	Ｓ３０年　１月　１日生
営業所名	東京営業所		
職名	東京営業所長		

	期間	従事した職務内容
職歴	自　Ｓ５９年　４月　１日 至　Ｈ１０年　３月　３１日	東京建設　株式会社　入社　営業課長
	自　Ｈ１０年　４月　１日 至　　年　　月　　日	株式会社　中部地方整備局　入社
	自　Ｈ１８年　４月　１日 至　Ｈ２４年　１２月　現在日	〃　東京営業所長　現在に至る
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	
	自　　年　　月　　日 至　　年　　月　　日	

賞罰	年月日	賞罰の内容
		なし

現在に至るまでの建設業に係る職歴を記入する。特に令３条、役員期間については具体的に記入。

上記のとおり相違ありません。

平成　２４年　１２月　３日　　氏名　佐藤　伸一郎　印

本人個人の印を押印。訂正印も個人印で行う。

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領

１　様式第十一号「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成します。ただし、役員を兼ねている者については、様式第十二号の「許可申請者の略歴書」をもって、これに代えることができます。

様式第十四号（第四条関係）

（用紙Ａ４）

株　　主　　（出　　資　　者）　　調　　書

株主（出資者）名	住　　所	所有株数又は出資の価額
東京　太郎	東京都港区麻布８０００番地	３，０００株
増田　花子	静岡県富士市大宮２０００番地	２，０００株
松野　一郎	静岡県藤枝市大手３０００番地	１，０００株
飯塚　二郎	愛知県名古屋市中区栄１－１－１	１，０００株

株主又は出資者が法人である場合には、商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

株数を記載するときは「〇〇株」とし、出資の価格を記載するときは「〇〇円」と、その単位を記入する。

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の５以上を有する株主又は出資の総額の100分の５以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載要領

１　この調書は、許可申請者が法人でかつ、株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の１００分の５以上を有する株主、またその他の法人にあっては、出資の総額の１００分の５以上に相当する出資をしている者について記載します。

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

決算日を記入する。

千円単位で表示。ただし会社法に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。

貸　借　対　照　表

平成２４年　３月３１日　現在

（会社名）　株式会社　中部地方整備局

資　産　の　部

完成工事高に計上した工事に係る請負代金の未収額を記入。（一般製造業における売掛金に相当するもの）

完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等を記入。

円単位の金額を合計し、千円単位に切り捨て表示する。（合計の記載については以下同じ）

取得価格を記入する。

Ⅰ　流　動　資　産			千円
現金預金			205,486
受取手形			132,355
完成工事未収入金			81,287
有価証券			
未成工事支出金			385,933
材料貯蔵品			53,431
短期貸付金			
前払費用			
繰延税金資産			2,000
その他			19,301
貸倒引当金		△	2,196
流動資産合計			877,598 ①
Ⅱ　固　定　資　産			
(1) 有形固定資産			
建物・構築物	96,345		
減価償却累計額	△ 29,434		66,911
機械・運搬具	105,099		
減価償却累計額	△ 60,917		44,182
工具器具・備品	15,699		
減価償却累計額	△ 10,191		5,508
土　地			49,378
リース資産			
減価償却累計額	△		
建設仮勘定			
その他			
減価償却累計額	△		
有形固定資産合計			165,981 ②
(2) 無形固定資産			
特許権			
借地権			
のれん			
リース資産			
その他			678
無形固定資産合計			678 ③

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	3,102	
関係会社株式・関係会社出資金	2,700	
長期貸付金		
破産更生債権等		
長期前払費用		
繰延税金資産		
その他	19,495	
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	25,297	④
固定資産合計	191,957	⑤＝②＋③＋④
Ⅲ 繰 延 資 産		
創立費		
開業費		
株式交付費		
社債発行費		
開発費		
繰延資産合計		⑥
資産合計	1,069,555	⑦＝①＋⑤＋⑥
負 債 の 部		
Ⅰ 流 動 負 債		
支払手形	331,825	
工事未払金	118,065	
短期借入金	3,000	
リース債務		
未払金		
未払費用	10,900	
未払法人税等		
繰延税金負債	13,500	
未成工事受入金		
預り金	358,750	
前受収益	2,319	
引当金		
その他	2,017	
流動負債合計	840,378	⑧
Ⅱ 固 定 負 債		
社債		
長期借入金	118,786	
リース債務		
繰延税金負債		
退職給与引当金	2,409	
負ののれん		
その他		
固定負債合計	121,195	⑨
負債合計	961,573	⑩＝⑧＋⑨

工事費の未払額で工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金が含まれる。（一般製造業における買掛金に相当するもの）

請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの。

設定目的を示す名称を記載する。

純　資　産　の　部

Ⅰ　株　主　資　本		
(1) 資本金	40,000	※①
(2) 新株式申込証拠金	0	※②
(3) 資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
資本剰余金合計		※③
(4) 利益剰余金		
利益準備金	5,000	
その他利益剰余金		
準備金		
積立金	30,000	
繰越利益剰余金	32,982	
利益剰余金合計	67,982	※④
(5) 自己株式	△	※⑤
(6) 自己株式申込証拠金		※⑥
株主資本合計	107,982	⑪＝※①＋※②＋※③＋※④+※⑤+※⑥
Ⅱ　評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		⑫
Ⅲ　新　株　予　約　権		
純資産合計	107,982	⑬＝⑪＋⑫
負債純資産合計	1,069,555	⑭＝⑩＋⑬

様式第十七号「株主資本等変動計算書」の純資産合計と一致する。

記載要領

１　貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載して下さい。

【財産的基礎等について】

許可要件として、倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要となります。その判断は申請時の直前の決算期における財務諸表（貸借対照表）にて行います。（詳しくは「建設業許可の手引き」Ｐ７参照）

※この基準に該当するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

【一般建設業の許可を受ける場合】次のいずれかに該当すること。

a.自己資本の額（純資産合計）が５００万円以上であること。

b.５００万円以上の資金を調達する能力を有すること。

c.許可申請直前の過去５年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。

【特定建設業の許可を受ける場合】次の３つすべてに該当すること。

a.欠損の額が資本金額の２０％を超えていないこと。

・繰越利益剰余金が正の値の場合　→　aの要件を満たす。

・繰越利益剰余金が負の値の場合　→　－（利益剰余金合計＋資本剰余金合計）÷資本金×１００≦２０

b.流動比率が７５％以上であること。

・流動資産合計÷流動負債合計≧７５％

c.資本金の額が2，０００万円以上　かつ　純資産合計が4，０００万円以上であること。

様式第十六号　（第四条、第十条、第十九条の四関係）

工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高を記入。

直前３年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）の合計の数字と一致する。

損　　益　　計　　算　　書

自　平成２３年　４月　１日
至　平成２４年　３月３１日

（会社名）　株式会社　中部地方整備局

千円

Ⅰ　売　　上　　高				
完成工事高	1,436,520	※①		
兼業事業売上高		※②	1,436,520	①＝※①＋※②
Ⅱ　売　上　原　価				
完成工事原価	1,250,190	※③		
兼業事業売上原価		※④	1,250,190	②＝※③＋※④
売上総利益（売上総損失）				
完成工事総利益（完成工事総損失）	186,330	※⑤		
兼業事業総利益（兼業事業総損失）		※⑥	186,330	③＝①－② ＝※⑤＋※⑥
Ⅲ　販売費及び一般管理費				
役員報酬	25,080			
従業員給料手当	52,713			
退職金	501			
法定福利費	3,253			
福利厚生費	4,060			
修繕維持費	575			
事務用品費	2,571			
通信交通費	7,321			
動力用水光熱費	688			
調査研究費				
広告宣伝費	2,745			
貸倒引当金繰入額				
貸倒損失				
交際費	8,978			
寄付金				
地代家賃	7,064			
減価償却費	7,091			
開発費償却				
租税公課	2,392			
保険料	1,264			
雑　　費	6,857		133,157	④
営業利益（営業損失）			53,172	⑤＝③－④

完成工事高として計上したものに対応する工事原価を記入。完成工事原価報告書の完成工事原価と一致する。

Ⅳ 営業外収益			
受取利息及び配当金	5,824		
その他	1,563	7,387	⑥
Ⅴ 営業外費用			
支払利息	21,181		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他		21,181	⑦
経常利益（経常損失）		39,378	⑧＝⑤＋⑥－⑦
Ⅵ 特別利益			
前期損益修正益			
その他	4,550	4,550	⑨
Ⅶ 特別損失			
前期損益修正損			
その他	10,010	10,010	⑩
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		33,918	⑪＝⑧＋⑨－⑩
法人税、住民税及び事業税	13,000		
法人税等調整額	△2,000	11,000	⑫
当期純利益（当期純損失）		22,918	⑬＝⑪－⑫

完成工事原価報告書

自　平成２３年　４月　１日
至　平成２４年　３月３１日

（会社名）　株式会社　中部地方整備局

千円

Ⅰ 材料費		350,053	
Ⅱ 労務費		146,272	
（うち労務外注費）	20,000		
Ⅲ 外注費		515,093	
Ⅳ 経費		238,771	
（うち人件費）	66,610		
完成工事原価		1,250,190	⑭＝※③

材料費	工事のため直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の消耗額等を含む）
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給与及び手当等。工種、工程別の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種、工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額。
外注費	工種、工程別の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものは除く。
経費	完成工事について発生した材料費、労務費及び外注費以外の費用。
（うち人件費）	経費のうち従業員給与手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費。

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

自　平成２３年　４月　１日
至　平成２４年　３月３１日

（会社名）　株式会社　中部地方整備局

千円

	株主資本									評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 任意積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計								
前期末残高	40,000				5,000	25,000	18,864	48,864	△	88,864						88,864
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当							△3,800	△3,800		△3,800						△3,800
当期純利益							22,918	22,918		22,918						22,918
自己株式の処分																
任意積立金の積立						5,000	△5,000									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																
当期変動額合計						5,000	14,118	19,118		19,118						19,118
当期末残高	40,000				5,000	30,000	32,982	67,982	△	107,982						107,982

前期の貸借対照表の各数値と一致する。

自社で定めている積立金の名称を記載する。

損益計算書の⑬「当期純利益」と一致する。

必要に応じ項目を追加する。

当期の貸借対照表の各数値と一致する。

様式第十七号の二　（第四条、第十条、第十九条の四関係）

注　　記　　表

自　平成２３年　４月　１日
至　平成２４年　３月３１日

（会社名）　株式会社　中部地方整備局

注

1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況

2　重要な会計方針

(1)　資産の評価基準及び評価方法

ア　時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法で処理、売却原価は移動平均法で算定）

イ　時価のないもの　移動平均法による原価法

(2)　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　建物については定額法、その他の資産は定率法

②　無形固定資産　定額法

(3)　引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上。

(4)　収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

工期２年以上かつ請負金額１億円以上の工事については工事進行基準、その他の工事については工事完成基準を適用。

(5)　消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

(6)　その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項

該当なし

評価基準については、たな卸資産について棚卸資産会計基準により収益性の低下による簿価切り下げの方法により貸借対照表価格を算定している場合、有価証券について時価を付した場合、償却原価法を適用した場合などその旨を記載。
評価方法については、たな卸資産については、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別法等があり、有価証券については、移動平均法、総平均法がある。いずれも選択適用が認められているので方法について記載する。

有形固定資産の償却方法については、定率法、定額法など採用している減価償却の方法を記載する。無形固定資産については原則として定額法。

貸倒引当基金、完成工事補償引当金、工事損失引当金、退職給与引当金等の引当金のうち、金額的に重要な引当金について、その計上理由、計算基礎等を記載する。

完成工事高及び完成工事原価の認識基準、工事進捗度の見積方法について記載。

経営事項審査を受ける場合は税抜方式。

繰延資産の処理方法、外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準、リース取引の処理方法、ヘッジ会計の方法等で重要性がある場合には記載する。

法人の場合「重要な会計方針」はすべて記載。

3　貸借対照表関係

(1)　担保に供している資産及び担保付債務

①　担保に供している資産の内容及びその金額

②　担保に係る債務の金額

(2)　保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高　　千円

裏書手形譲渡高　　千円

(3)　関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4)　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5)　親会社株式の各表示区分別の金額

(6)　工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

4　損益計算書関係

(1)　工事進行基準による完成工事高

(2)　売上高のうち関係会社に対する部分

(3)　売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4)　売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5)　関係会社との営業取引以外の取引高

(6)　研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

該当なし

経営事項審査を受審する場合、会計監査人を設置していない場合は「該当なし」と記載。

5　株主資本等変動計算書関係

(1)　事業年度末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　７，０００株

(2)　事業年度末日における自己株式の種類及び数

なし

(3)　剰余金の配当

平成２２年１２月１日　定時株主総会

ア　配当総額　〇〇〇〇円

イ　一株あたりの配当額　〇〇円

ウ　配当原資　利益剰余金

エ　基準日　平成２２年９月３０日

オ　効力発生日　平成２３年１月１５日

(4)　事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

なし

株式会社は全て記載（特例有限会社も含む）。

6　税効果会計
7　リースにより使用する固定資産
8　金融商品関係
(1)　金融商品の状況
(2)　金融商品の時価等
9　賃貸等不動産関係
(1)　賃貸等不動産の状況
(2)　賃貸等不動産の時価
10　関連当事者との取引
取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。
(1)　取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

(2)　取引条件及び取引条件の決定方針
(3)　取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容
11　一株当たり情報
(1)　一株当たりの純資産額
(2)　一株当たりの当期純利益又は当期純損失
12　重要な後発事象
13　連結配当規制適用の有無
14　その他

※記載を要する注記は以下の通りです。

	株式会社			持株会社
	会計監査人設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡制限会社	
1　継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2　重要な会計方針	○	○	○	○
3　貸借対照表関係	○	○	×	×
4　損益計算書関係	○	○	×	×
5　株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
6　税効果会計	○	○	×	×
7　リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
8　金融商品関係	○	○	×	×
9　賃貸等不動産関係	○	○	×	×
10　関係当事者との取引	○	○	×	×
11　一株当たり情報	○	○	×	×
12　重要な後発事象	○	○	×	×
13　連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
14　その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要

様式第十七号の三（第四条、第十条関係）　　（用紙Ａ４）

※株式会社で、、資本金が１億円を超える若しくは直前の貸借対照表の負債合計が２００億円を超える場合のみ添付します。

附　属　明　細　表

平成　　年　　月　　日現在

1　完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相　手　先	金　　額
	千円
計	

滞留状況

発　生　時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

貸借対照表の流動資産の部の完成工事未収入金と一致する。

2　短期貸付金明細表

相　手　先	金　　額
	千円
計	

貸借対照表の流動負債の部の短期借入金と一致する。

3　長期貸付金明細表

相　手　先	金　　額
	千円
計	

貸借対照表の固定資産の部の長期貸付金と一致。

4　関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

5　関係会社有価証券明細表

	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
株式		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												

	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
社債		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計							
その他の有価証券								
	計							

6　関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

7　短期借入金明細表

借　　入　　先	金　　額	返　済　期　日	摘　　要
	千円		千円
計			

貸借対照表の流動資産の部の短期貸付金と一致。

8　長期借入金明細表

借　入　先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

貸借対照表の固定負債の部の長期借入金と一致する。

9　関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　　要
	千円	千円	千円	千円	
計					―

10　保証債務明細表

相　　手　　先	金　　額
	千円
計	

注記表の注記３（２）の補償債務額と一致。

記載要領

１　株式会社で、資本金が１億円以上もしくは直前の貸借対照表の負債総額が２００億円以上の会社のみ添付が必要です。

２　金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２４条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出する場合は、付属明細表の４，５，６及び９の記載を省略することができます。この場合は、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載されてた連結貸借対照表の写しを添付してください。

３　記載すべき金額は、千円単位をもって表示してください。
（ただし、会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第６号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。）

様式第二十号（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

営　業　の　沿　革

創業以後の沿革	昭和３４年　４月　１日	創業
	昭和３５年　４月　１日	株式会社　中部地方整備局設立（資本金　１，０００万円）
	昭和５８年　６月　２日	東京営業所開設
	昭和６０年　１２月　１日	資本金の増額（資本金　４０．０００万円）
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
建設業の登録及び許可の状況	昭和４０年　４月　４日	最初の建設業登録　愛知県（へ）第９８７６号　土木、とび・土工
	昭和５８年　２月　２日	建設大臣許可（許可換え新規）（特－５８）第１２３４５号　土木、とび・土工
	平成２２年　１２月　２３日	国土交通大臣許可（業種追加）（般－２２）第１２３４５号　管
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	
賞罰	年　月　日	なし
	年　月　日	
	年　月　日	
	年　月　日	

事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記載。

商号又は名称、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開について記載。

創業以後最初に許可を取得した年月日を記載する。

更新の記載は省略できる。失効や廃業については記載が必要。

記載する内容は
①申請の種類（新規・許可換え新規・般特新規・業種追加）
②登録又は許可番号
③登録又は許可を受けた業種
・・・業種については略号を使用しても良い。
（土、建、と・・・等）

行政処分についても記載する。賞罰がなければ「なし」と記入する。

記載要領

1　「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。

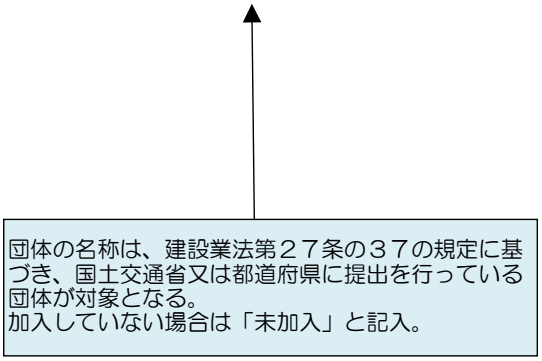
2　「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。

3　「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の二（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

所　属　建　設　業　者　団　体

団　体　の　名　称	所　属　年　月　日
未加入	



記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

様式第二十号の三（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	３８人 （　３　人）	1	1	1	健康保険	中部健康保険組合
					厚生年金保険	８０ミアリ　０１２３３４
					雇用保険	２３１０２１００１２３－０００
東京営業所	９人 （　１　人）			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	人 （　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	（　　人）				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	４７人 （　４　人）					

別紙２「営業所一覧表」に記載した順に記載。

役員を含めすべての人数を記載。括弧内は役員の人数を内数として記載。

加入は「１」
未加入は「２」
適用除外は「３」
を記載。

事業所整理番号及び事業所番号、労働保険番号等を記載。

記載要領

1　「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した順に記載すること。

2　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

3　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

4　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

5　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「１」を、行つていない場合は「２」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入すること。

6　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

7　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

8　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

様式第二十号の四（第四条関係）　　（用紙Ａ４）

主　要　取　引　金　融　機　関　名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	乙銀行愛知支店 甲銀行名古屋支店		

本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区分まで記載する。

「政府関係金融機関」は独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する。

記載要領

1　「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。

2　各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。

（例　○○銀行○○支店）

別表（二）　有資格コード一覧（一般建設業）１／２

「１」･･･法第７条第２号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）
「４」･･･法第７条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験）
「７」･･･法第７条第５号ハ該当（国家資格取得者等）

		コード	資格区分			建設業の種類																											
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
		01	法第７条第2号　イ　該当（１０年の実務経験）			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		02	法第７条第2号　ロ　該当（実務経験＋指定学科卒業）			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
建設業法（技術検定）	合格証明書	11	１級建設機械施工技士			7			7									7															
		12	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）			7			7									7															
		13	１級土木施工管理技士			7			7	7				7				7	7		7										7		
		14	２級土木施工管理技士	種別	土木	7			7	7				7				7	7												7		
		15			鋼構造物塗装																7												
		16			薬液注入				7																								
		20	１級建築施工管理技士				7	7	7	7	7	7		7	7	7			7	7	7	7	7		7				7				
		21	２級建築施工管理技士	種別	建築		7																										
		22			躯体			7		7				7	7	7																	
		23			仕上げ			7	7		7	7		7					7	7	7	7	7		7				7				
		27	１級電気工事施工管理技士										7																				
		28	２級電気工事施工管理技士										7																				
		29	１級管工事施工管理技士											7																			
		30	２級管工事施工管理技士											7																			
		33	１級造園施工管理技士																								7						
		34	２級造園施工管理技士																								7						
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建築士法	免許証	37	１級建築士				7	7			7			7	7								7										
		38	２級建築士				7	7			7			7									7										
		39	木造建築士					7																									
技術士法	登録証	41	建設・総合技術監理（建設）			7			7			7						7	7									7					
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			7			7			7			7			7	7									7					
		43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）			7			7																								
		44	電気電子・総合技術監理（電気電子）										7													7							
		45	機械・総合技術監理（機械）																					7									
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											7										7									
		47	上下水道・総合技術監理（上下水道）											7																7			
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											7														7		7			
		49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）			7			7									7															
		50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								7						
		51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）			7			7																		7						
		52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											7																			
		53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											7																7			
		54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											7																7		7	
電気工事士法	免状	55	第１種電気工事士										7																				
		56	第２種電気工事士		【3年】								7																				
電気事業法	免状	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）		【5年】								7																				
電気通信事業法	資格者証	59	電気通信主任技術者		【5年】																					7							
水道法	免状	65	給水装置工事主任技術者		【1年】									7																			
消防法	免状	68	甲種 消防設備士																												7		
		69	乙種 消防設備士																												7		
						土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清

別表（二）　有資格コード一覧（一般建設業）２／２

	コード	資格区分	建設業の種類																												
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。	71	建築大工			7																										
	72	左官				7																									
	73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工					7																								
	66	ウェルポイント施工					7																								
	74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管								7																					
	75	給排水衛生設備配管								7																					
	76	配管（注１）・配管工								7																					
	77	タイル張り・タイル張り工									7																				
	78	築炉・築炉工・ れんが積み									7																				
	79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						7			7																				
	80	石工・石材施工・石積み						7																							
	81	鉄工（注２）・製罐（せいかん）										7																			
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）											7																		
	83	工場板金															7														
	84	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（注４）						7									7														
	85	板金・板金工・打出し板金															7														
	86	かわらぶき・スレート施工						7																							
	87	ガラス施工																7													
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7												
	89	建築塗装・建築塗装工																	7												
	90	金属塗装・金属塗装工																	7												
	91	噴霧塗装																	7												
	67	路面標示施工																	7												
	92	畳製作 ・ 畳工																			7										
	93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			7										
	94	熱絶縁施工																					7								
	95	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									7				
	96	造園																							7						
	97	防水施工																		7											
	98	さく井																								7					
	61	地すべり防止工事　【１年】					7																			7					
	62	建築設備士　【１年】								7	7																				
	63	計装　【１年】								7	7																				
その他	99	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表（三）　有資格コード一覧（特定建設業）１／２

「2」･･･法第７条第２号イ及び法第１５条第２号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「3」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「5」･･･法第７条第２号ロ及び法第１５条第２号ロ該当（１０年以上の実務経験＋２年以上の指導監督的実務経験）
「6」･･･法第１５条第２号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
「8」･･･法第７条第２号ハ及び法第１５条第２号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格＋２年以上の指導監督的実務経験）
「9」･･･法第１５条第２号イ該当（国家資格取得者等）

■ 特定建設行指定７業種

	コード	資格区分	種別	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	01	法第７条第２号　イ　該当				2	2	2	2	2			2		2		2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2
	02	法第７条第２号　ロ　該当				5	5	5	5	5			5		5		5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5
	03	法第１５条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）		3	3						3	3		3		3									3						
	04	法第１５条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）				6	6	6	6	6			6		6		6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6
建設業法（技術検定）	11	１級建設機械施工技士		9				9								9															
	12	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）						8																							
	13	１級土木施工管理技士		9				9	9					9		9	9			9									9		
	14	２級土木施工管理技士	土木					8	8								8												8		
	15		鋼構造物塗装																	8											
	16		薬液注入					8																							
	20	１級建築施工管理技士			9	9	9	9	9	9			9	9	9			9	9	9	9	9		9				9			
	21	２級建築施工管理技士	建築																												
	22		躯体			8		8					8		8																
	23		仕上げ			8	8		8	8			8					8	8	8	8	8		8				8			
	27	１級電気工事施工管理技士									9																				
	28	２級電気工事施工管理技士																													
	29	１級管工事施工管理技士										9																			
	30	２級管工事施工管理技士																													
	33	１級造園施工管理技士																								9					
	34	２級造園施工管理技士																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
建築士法	37	１級建築士			9	9			9		9	9									9										
	38	２級建築士				8			8		8										8										
	39	木造建築士				8																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）		9				9			9					9	9								9						
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		9				9			9		9			9	9								9						
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		9				9																							
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）									9														9						
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9								
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										9											9								
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）										9																	9		
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）										9															9		9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		9				9									9														
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9					
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		9				9																		9					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										9																			
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）										9																	9		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）										9																	9		9
電気工事士法	55	第１種電気工事士																													
	56	第２種電気工事士　【3年】																													
電気事業法	58	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【5年】																													
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者　【5年】																							8						
水道法	65	給水装置工事主任技術者　【1年】																													
消防法	68	甲種 消防設備士																											8		
	69	乙種 消防設備士																											8		
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清

別表（三）　有資格コード一覧（特定建設業）２／２

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
職業能力開発促進法	７１	建築大工			8																									
	７２	左官				8																								
	７３	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工					8																							
	６６	ウェルポイント施工					8																							
	７４	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管																												
	７５	給排水衛生設備配管																												
	７６	配管（注１）・配管工																												
	７７	タイル張り・タイル張り工										8																		
	７８	築炉・築炉工・ れんが積み										8																		
	７９	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																		
	８０	石工・石材施工・石積み						8																						
	８１	鉄工（注２）・製罐（せいかん）																												
	８２	鉄筋組立て・鉄筋施工（注３）												8																
	８３	工場板金															8													
	８４	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」（注４）						8									8													
	８５	板金・板金工・打出し板金															8													
	８６	かわらぶき・スレート施工						8																						
	８７	ガラス施工																8												
	８８	塗装・木工塗装・木工塗装工																	8											
	８９	建築塗装・建築塗装工																	8											
	９０	金属塗装・金属塗装工																	8											
	９１	噴霧塗装																	8											
	６７	路面標示施工																	8											
	９２	畳製作 ・ 畳工																			8									
	９３	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工																			8									
	９４	熱絶縁施工																					8							
	９５	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
	９６	造園																												
	９７	防水施工																		8										
	９８	さく井																								8				
	６１	地すべり防止工事 【１年】					8																			8				
	６２	建築設備士 【１年】																												
	６３	計装 【１年】																												
その他	９９	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当			8	8	8	8	8			8		8			8	8	8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

・資格区分右端の【　　】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第９号（実務経験証明書）が必要となります。

（注１）　配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和４８年政令第９８号。以下「昭和４８年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注２）　鉄工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注３）　鉄筋施工：昭和４８年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注４）　板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和４８年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注５）　土木：昭和４８年改正政令による改正後の土木とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。